

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 30 日

各 都道府県 介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

「介護人材確保・職場環境等改善事業に関する Q & A（第 2 版）」
の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、令和 6 年度補正予算に基づく介護人材確保・職場環境改善等事業について、「令和 6 年度介護人材確保・職場環境改善等事業の実施について」（令和 7 年 2 月 7 日付け老発 0207 第 3 号厚生労働省老健局長通知）においてお示ししたところ、別添のとおり、「介護人材確保・職場環境等改善事業に関する Q & A（第 2 版）」を送付します。

内容を御了知の上、管下事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。また、本 Q & A は今後も適宜更新しますので、御承知おきください。

問5 補助金を職員のベースアップに充ててもよいのか。

(答)

本補助金を職員の人件費に充てる場合は、一時金や臨時の手当として充てることを想定している。

恒久的な支援策ではないため、ベースアップに充てることは想定していないが、各事業所の経営判断として、各種の生産性向上・職場環境改善等の取組の効果により、持続的な賃上げ余力が生じることを見越して、それまでの間のつなぎの原資とすることを妨げるものではない。

問6 人件費や職場環境改善等の経費に充てられることとなっているが、補助経費間の配分ルールは設けられているのか。

(答)

あらかじめ決まった配分ルール等はなく、人件費に全額充てることも、職場環境改善の経費に全額充てることも可能である。また、人件費と職場環境改善経費の両方に充てることも可能である。

問7 介護職員等処遇改善加算について、いつの時点で算定している必要があるか。

(答)

基準月（令和6年12月を基本とし、令和7年1月、2月又は3月も選択可能）において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。）を算定していることを基本とする。

ただし、当該月から処遇改善加算の算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限り、令和7年4月からの処遇改善加算の算定に向けた体制届出を期日（4月15日）までに行っている場合には、本事業の対象とする。

なお、当該算定状況については、国保連合会における台帳情報において把握することを想定しており、各都道府県において、申請状況を確認することは求めない（国保連合会の台帳情報において処遇改善加算に相当する加算の算定状況を把握していない一部の総合事業のサービスを除く）。

問8 介護職員等処遇改善加算Ⅴを算定している場合は補助金の対象外となるのか。

(答)

基準月（令和6年12月を基本とし、令和7年1月、2月又は3月も選択可能）において、介護職員等処遇改善加算Ⅴを算定しているのみでは補助金の要件を満たさないが、この場合であっても、問7に記載のとおり、令和7年4月から処遇改善加算の算定に向けた体制届け出を期日までに行っている場合には、本事業の対象とする。

問1 交付額により人件費の改善や職場環境改善を行う場合、いつまでに行う必要があるのか。

(答)

補助額による人件費の改善や職場環境改善は、基準月（令和6年12月を基本とし、令和7年1月、2月又は3月も選択可能）から各自治体が定める実績報告書の提出までに行う必要がある。

そのうち、当該人件費の改善は、介護事業所に対する緊急支援という趣旨を鑑み、可能な限り速やかに実施していただきたい。

問2 法定福利費等の事業主負担の増加分は、人件費の改善に含めてよいのか。

(答)

人件費の改善は、従業員への一時金等への支給に充てるものであるが、当該人件費の改善に伴い生じる法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることも可能である。

問3 補助金を人件費の改善に充てる場合、介護職員以外の職員への配分は可能か。

(答)

介護職員への配分を基本とするが、同一事業所において雇用する者であれば、介護職員以外も含め、すべて対象とすることが可能である。

問4 法人本部の人事、事業部等で働く者など、介護サービス事業者等のうちで介護に従事していない職員について、補助額に基づく人件費改善や職場環境改善の対象に含めることは可能か。

(答)

法人本部の職員については、補助金の対象であるサービス事業所等における業務を行っている判断できる場合には、人件費改善や職場環境改善の対象に含めることができる。

補助金の対象となっていない介護サービス事業所等の職員は、本補助金を原資とする人件費改善や職場環境改善の対象に含めることはできない。

問 9 休廃止を予定している事業所について、本交付金の対象となるか。

(答)

本補助金は、介護現場における生産性向上や、職場環境改善等を図ることにより、介護職員の確保・定着や介護サービスの質の向上につなげるものであることから、事業計画書の提出時点で休廃止することが明らかになっている事業所については、本補助金の交付対象外とする。

ただし、事業計画書の提出時点では見通せなかった事情等により事業所が休廃止することになった場合については、休廃止することが明らかになった時点で速やかに都道府県に届け出ることとする。

問 10 補助対象経費として「介護助手等を募集するための経費」とあるが、介護職員を募集するための経費に充てることは可能か。

(答)

本補助金は、業務効率化等の観点から、介護助手等の募集のための経費に充当することを想定しており、一般の介護職員を募集するための経費に充てることは想定していない。なお、「介護助手等」の「等」には、「介護補助者」、「介護サポーター」など、介護助手に類する者を想定しているものである。

問 11 過去に職場環境改善等のために要した経費は今回補助対象となるのか。

(答)

基準月以降に行った職場環境や人件費改善のための経費に充てることとしており、過去の経費は対象とならない。

問 12 事業者が補助金の入金を受ける前に実施した人件費改善や職場環境改善であっても、基準月（原則令和 6 年 12 月）以降に実施したものであれば、今回の補助金の充当先として実績報告することも可能か。

(答)

貴見のとおり。

問 13 ICT 機器本体の導入にあたって、「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業」における事業所持ち出し分が生じている場合、本補助金を充てることは可能か。

(答)

本補助金は介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の対象経費（介護テクノロジー等の機器購入費用）に充当することができないため、当該経費における事業所持ち出し分についても本補助金の対象とすることはできない。

問 14 職場環境改善経費について、介護助手等を募集するための経費や研修費以外に、こういった経費が対象経費として含まれるのか。

(答)

職場環境改善経費については、介護助手等を募集するための経費又は職場環境改善等のための様々な取組を実施するための研修費に充当することを基本とするが、補助金の要件としている「介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化」、「業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）」又は「業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担（介護助手の活用等）の取組」に関する取組を実施するために要する費用のうち、介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の対象経費（介護テクノロジー等の機器購入費用）ではないもの（専門家の派遣費用、会議費等）に充当することも可能である。その他の職場環境改善に要する費用全般に充当することは想定していない。

問 15 交付額を算出する基準月について、事後的に報酬が変動したことにより、変更申請を行うことは可能か。

(答)

申請事務の円滑化の観点から、基準月について、申請後、事後的に変更することは不可とする。なお、問 17 に記載のとおり、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和 7 年 3 月末日までに生じ、令和 7 年 4 月 10 日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映することとしており、それ以降の過誤調整分については反映されない。

問 16 交付額を算出する基準月について、各事業所の判断となっているが、令和 6 年 12 月サービスではない場合その理由は必須なのか。

(答)

基準月については、過誤調整等の影響を避ける観点から、原則として、令和 6 年 12 月のサービス提供分としている。12 月のサービス提供分が他の平常月として著しく低いなど、各事業所の判断により、令和 7 年 1 月、2 月又は 3 月の任意の月を基準月とすることができるが、申請事務の円滑化のため、その際、都道府県にその事由を届けることは不要とする。

ただし、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分を適切に反映するとともに、基準月の選択誤りなどの事務的な誤りを防ぐ観点からも、特段の支障がない場合には、令和 6 年 12 月サービスを基準月とすることが望ましい。

問 17 月遅れ請求、過誤調整等により、事後的に総報酬の額が増減する場合、補助金の算出額にどのように反映されるのか。

(答)

月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和 7 年 3 月末日までに生じ、令和 7 年 4 月 10 日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映することとする。

問 18 令和 7 年 4 月以降に開設する新規事業所は対象外か

(答)

令和 7 年 4 月以降に開設する新規事業所は対象とならない。

問 19 事業者から本補助金を債権譲渡したい旨の要望があった場合の考え方如何。

(答)

本補助金は、全額を職場環境改善経費又は人件費（一時金等）の引上げに充当することとする補助金であり、債権譲渡することは適当ではない。

このため、債権譲渡等により、国保連合会に登録されている口座に本補助金を振り込むことが適当でない事業所に対する本交付金の支払いについては、債権譲渡を行っていない事業所の介護給付費等の振込先口座又は介護サービス事業者等の口座に直接支払（振込）を行うこととする。

問 20 法人単位での申請は可能か

(答)

介護職員等処遇改善加算と同様、法人単位での計画書の作成が可能であるが、補助金の申請は事業所が所在する都道府県ごとに行う必要がある。都道府県ごとに振込先の指定方法等が異なる場合もあることから、補助金の計画書は都道府県から示されたものを用いること。

問 21 職場環境改善経費については、通知において、「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の対象経費（介護テクノロジー等の機器購入費用）に充当することはできない。」とされているが、介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の対象経費であるか否かに関わらず、介護テクノロジー等の機器購入費用に充当することはできないということか。

(答)

貴見のとおり。

問 22 職場環境改善経費として、PC 端末等の購入にかかる経費は対象経費に含まれるか。

(答)

本補助金の補助対象のうち、職場環境改善のための経費は、職場環境改善全般の取組を対象とするものではなく、介護助手を募集するための経費と職場環境改善のための様々な取組を実施するための研修費等としている。

その上で、問 21 に記載のとおり、本補助金の補助対象に介護テクノロジー等の機器購入費用を充当することはできないため、PC 端末等の機器の購入費用は対象経費として適当ではない。

問 23 問 9 において、「事業計画書の提出時点で休廃止することが明らかになっている事業所については、本補助金の交付対象外とする」とあり、問 18 において、「令和 7 年 4 月以降に開設する新規事業所は対象外」とあるが、事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合において、廃止前の事業所として補助金を申請し、新規に指定を受けた事業所において補助金を活用することは可能か。

(答)

当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合は可能である。その際は、実施要綱 8 (4) ①のとおり、変更届出書と当該変更後の別紙様式 2 - 3 を届け出ること。

問 24 補助対象経費として「研修費」とあるが、どのような経費を「研修費」として取り扱うことができるのか。例えば、外部講師を招いて研修を実施した場合、講師に支払う「報償費」、「旅費」、「食費（お茶代）」、「消耗品費及び印刷製本費（資料代）」等の研修実施に要する経費や従業者が外部に出張して研修を受講する場合、「受講料」や「旅費」等は対象となるのか。

（答）

職場環境改善経費のうち、研修費については、研修に要する費用として切り分けられるものであれば、対象経費として充当することができる。

問 25 補助対象経費として「介護助手等の募集経費」とあるが、どのような経費が対象となるのか。例えば、求人広告に係る費用や、求人チラシを印刷する費用等は対象となるのか。また、人材派遣会社の紹介料を含めていいか。

（答）

主な使途として、求人広告に係る費用や、求人チラシを印刷する費用等を想定しているが、人材派遣会社の紹介料についても、対象経費とすることが可能。ただし、すべて介護助手等の募集に係る経費に限る。

問 26 計画書において補助金の使途を「職場環境改善経費への充当」のみ選択していた場合であっても、その後の実施状況において「人件費の改善の実施」を行った場合、実績報告においては「③職場環境改善の所要額（（ア）～（ウ）の合計）」に加えて「②人件費改善の所要額」に記載して報告をすることは可能か。

（答）

貴見のとおり。既に計画書を都道府県に提出しており、計画書提出時点で想定していた使途をやむを得ず変更する必要がある場合であっても、事務負担を鑑み、都道府県への計画書の再提出を一律に求めないこととする。



伴走支援対象事業所 募集のご案内

介護現場での生産性向上の取組とは、業務内容の見直しや介護テクノロジー等の活用により、業務の改善や効率化を進める事で、職員の業務負担の軽減・ケアの質向上を目的としています。この取組について、専門家が伴走的に支援を行います。

介護サービス事業所15件

障害福祉サービス事業所8件

を上限に長野県内に所在する事業所を募集します。



- 生産性向上に関する委員会ってどうやっていくの？
 - 現場の課題が有りすぎて困っている！
 - 介護ロボットを導入予定だけど、この機種でいいのかな？
 - 生産性向上に関する取組み方、これで合ってるのかな？
- 生産性向上の取組は始める事がまず大きな一歩です。
ぜひ相談センターをご利用ください。

※応募に関しては伴走支援募集要項をご覧ください。

■問合せ先■

長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センター
(介護労働安定センター内併設) TEL:026-232-0898



長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センター
伴走支援対象事業所募集要項

1 目的

介護テクノロジー等を活用し、業務内容の見直し・改善や効率化を進めることにより、職員の業務負担の軽減を図るとともに、業務の改善や効率化により生み出された時間を利用者の直接的なケアに充てることで、介護及び障害福祉サービスの質の向上や職員のモチベーションアップにつなげていくことを目的とする。

2 支援の実施

生産性向上の取組に関しては厚生労働省が提示する「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」に基づいて支援する。

3 支援対象事業所および募集数

- ①長野県内に所在する介護サービス事業所または障害福祉サービス事業所。
- ②支援プログラム全ての回に生産性向上に関する委員会の責任者および施設経営者にあたる者2名で参加できる事業所を応募対象とする。
- ③翌年以降に本事業において行われる普及啓発活動（長野県介護現場革新会議、研修会での事例発表、施設見学等）に協力できる事業所。
最大で介護サービス事業所15件、障害福祉サービス事業所8件

4 伴走支援実施期間

選定の日から令和8年2月28日まで

5 支援プログラム

- ①5月28日または29日開催の県内事業所向けビギナーズセミナーに参加
- ②6月開催の伴走支援集合型支援第1回に参加（事前課題あり）
- ③支援サポーターが事業所に訪問、またはWEB等で取組に関する支援を実施
- ④12月開催の伴走支援集合型支援第2回に参加
- ⑤支援サポーターが事業所に訪問、またはWEB等で個別に取組に関する支援を実施

※③⑤は支援回数はおおよそ3回/事業所とする。

※すべての回で原則同一の方が参加。

※伴走支援集合型支援は会場研修となります。

6 応募方法

（公財）介護労働安定センター長野支部ホームページ上の申込フォーム
（<https://forms.gle/RtbrmLcfQ5w5zMXW7>）からお申込みいただくか、5月開催のビ
ギナーズセミナーに参加の上、会場にてお申込書をご提出ください。

7 選考方法

支援事業所については、長野県と当センターにおいて審査を実施し決定いたします。

選考結果については全ての応募者にメールにて通知いたします。

選考スケジュール 令和7年5月31日（土） 応募締め切り

令和7年6月13日（金）頃 選考通知

8 問合せ先

長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センター

（介護労働安定センター長野支部内併設）

〒380-0836 長野県長野市南県町 1082 ND南県町ビル 5 階

T E L : 026-232-0898

問合せフォーム：<https://www.kaigo-center.or.jp/contact/?t=nagano>



令和7年度 長野県介護生産性向上推進総合事業

介護、障がい福祉現場での生産性向上ビギナーズセミナー

『始めよう、 生産性向上に関する取組』

- ・求められる「生産性向上」のための取組
- ・業務改善の基本と取組
- ・「生産性向上」何から取り組む？
- ・持続可能なサービス提供のために

参加費：無料

■日時：令和7年5月28日（水）13：30～15：30

（長野市生涯学習センター4階大学習室2・3）

令和7年5月29日（木）13：30～15：30

（松本市勤労者福祉センター3-3会議室）

■講師：杉山社会保険労務士事務所 杉山 逸人氏

■参加対象者

これから生産性向上に関する取組を始めたい事業所で①または②の事業所

①長野県内に所在する介護事業所、障がい福祉事業所の職員

②令和7年度に伴走支援を希望する事業所

※既に取り組を行っている事業所も参加可能です。

■参加申込：申込みフォームからお申込みいただくか、裏面申込書をFAXにて送信してください。



長野会場申込



松本会場申込



後日配信申込

FAX:026-232-0906

介護、障がい福祉現場での生産性向上ビジネスセミナー

研修日	参加日に○をしてください。
5月28日（水） 長野会場 研修 （長野市生涯学習センター 大学習室2・3）	
5月29日（木） 松本会場 研修 （松本市勤労者福祉センター 会議室3-3）	
後日研修内容WEB視聴（録画配信） ※上記研修に両日参加できない方対象 （申込者に後日視聴URLをお伝えいたします。）	

法人名	所在地 〒
事業所名	
TEL	FAX
mail	
参加者氏名（役職） ()	
 ()	
 ()	
区分 介護 ・ 障がい福祉	サービス種別
令和7年度の伴走支援への応募予定 あり なし 検討中	

＜Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項＞ ※お申込みの際は必ずご確認、ご同意をお願いします。

◆禁止事項◆

●本Webセミナーの視聴用URLとパスワード等の第三者への転用、貸与。●本WebセミナーのSNS上への掲載。●本Webセミナーにおける著作権を侵害する行為を行うこと。●本Webセミナーの録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロードおよび資料の無断複写や転用、転載等。

◆注意事項◆

●Webセミナーの視聴の際、インターネット利用環境等についてのご質問はお受け出来かねますので、予めご了承ください。
●受講に必要な機材や通信費は受講者様でご負担ください。スマートフォン等による視聴は、パケット通信料定額制に加入していない場合、特にご注意ください。
●Webセミナー視聴の際、PCウイルス感染した場合、当センターで責任は負いかねますので、視聴する端末等のセキュリティ対策は受講者様で行って頂くようお願いします。なお、受講者様の機材や通信環境が原因でPCウイルスに感染し損害が発生した場合、当該受講者様に賠償責任を取っていただくことがあります。

ご相談・問合せ先

長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センター

（（公財）介護労働安定センター長野支部内併設）

TEL:026-232-0898 FAX:026-232-0906

長野県長野市南県町1082 ND南県町ビル5階



6 介第 1107 号
令和 7 年（2025 年）3 月 5 日

介護サービス事業者の長 様

長野県健康福祉部介護支援課長

令和 7 年度認知症介護指導者養成研修受講者の募集について（通知）

平素、長野県の福祉行政につきまして、格別な御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、標記研修について、社会福祉法人仁至会認知症介護研究・研修大府センター長から募集通知がありました。

つきましては、貴所における認知症介護実践リーダー研修修了者に対し、別添「令和 7 年度認知症介護指導者養成研修受講者の募集について（通知）」についてご周知いただき、研修受講を希望する場合は、下記により書類の提出をお願いします。

記

1 研修内容及び受講者の要件等

別添「令和 7 年度長野県認知症介護指導者養成研修の実施について」及び「令和 7 年度長野県認知症介護指導者養成事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）のとおり

（詳細参照：「令和 7 年度認知症介護研究・研修大府センター認知症介護指導者養成研修受講者募集要項」）

2 提出書類

【県推薦枠】実施要綱 3（1）ア（キ）に定める書類

【事業所推薦枠】実施要綱 3（1）イ（カ）に定める書類

3 提出方法

長野県健康福祉部介護支援課あて郵送または持参による

（〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2）

4 提出期限

別添「令和 7 年度長野県認知症介護指導者養成研修の実施について」のとおり

5 その他

事業所推薦枠で受講決定を受けた者の受講料等研修に係るすべての費用は、各事業所等での負担となりますので、ご承知おき願います。

（問合せ先）

担 当 介護支援課計画係 小林（志）、蓮沼

電 話 026-235-7111（直通）

ファクシミリ 026-235-7394

E-mail kaigo-keikaku@pref.nagano.lg.jp

認知症介護実践リーダー研修修了者 様

長野県健康福祉部介護支援課長

令和 7 年度認知症介護指導者養成研修受講者の募集について（通知）

平素、長野県の福祉行政につきまして、格別な御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記研修について、社会福祉法人仁至会認知症介護研究・研修大府センター長から募集通知がありました。

つきましては、県推薦枠及び事業所推薦枠の受講希望者を募集しますので、受講を希望する場合は、下記により当課あてに所定の書類を提出してください。

記

1 研修内容及び受講者の要件等

別添「令和 7 年度長野県認知症介護指導者養成研修の実施について」及び「令和 7 年度長野県認知症介護指導者養成事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）のとおり

2 提出書類

【県推薦枠】実施要綱 3（1）ア（キ）に定める書類

【事業所推薦枠】実施要綱 3（1）イ（カ）に定める書類

3 提出方法

長野県健康福祉部介護支援課あて郵送または持参による
（〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2）

4 提出期限

別添「令和 7 年度長野県認知症介護指導者養成研修の実施について」のとおり

5 その他

（1）受講者の決定について

ア 県推薦枠については、実施要綱に基づき推薦者を決定します。

イ 県推薦枠及び事業所推薦枠にて申込みを行った後、認知症介護研究・研修大府センターが実践事例報告を考査し、最終的に受講可否が決定します。

（2）受講申込に当たっての留意事項について

本研修修了後は、県が実施する認知症介護実践者等養成研修を企画・立案し、講師として従事することを前提とするため、予め所属長と相談の上、申込みを行ってください。

（3）受講希望の事前連絡について

受講希望者を把握したいため、提出書類作成前に下記担当あてに事前連絡をお願いします。

（問合せ先）

担 当 介護支援課計画係 小林（志）、蓮沼

電 話 026-235-7111（直通）

ファクシミリ 026-235-7394

E-mail kaigo-keikaku@pref.nagano.lg.jp

別添

令和7年度長野県認知症介護指導者養成研修の実施について

1 研修内容

認知症介護に関する専門的な知識及び技術、高齢介護実務者に対する研修プログラム作成方法、教育技術並びに地域ケアの推進方法の取得を目指し実施する。

2 研修日程及び申込期限

	前期	職場研修 (オンラインによる同時 双方向の研修を含む)	後期	申込期限 ※必着	
				県推薦枠	事業所推薦枠
第1回	令和7年 6月9日(月) ～6月20日(金)	令和7年 6月23日(月) ～8月1日(金)	令和7年 8月4日(月) ～8月8日(金)	対象外	令和7年 4月11日(金)
第2回	令和7年 9月8日(月) ～9月18日(金)	令和7年 9月22日(月) ～10月31日(金)	令和7年 11月3日(月) ～11月7日(金)	令和7年 5月23日(金)	令和7年 6月18日(水)
第3回	令和7年 12月8日(月) ～12月19日(金)	令和7年 12月22日(月) ～令和8年 2月6日(金)	令和8年 2月9日(月) ～2月13日(金)		

3 受講対象者

以下の①～⑤の要件をすべて満たしていること。

- ①認知症介護実践リーダー研修修了者であること。
- ②医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士又は精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者。
- ③介護保険事業所等で現に介護業務に従事している者又は過去に従事していた者であり、概ね5年以上の介護実務経験を有する者。
- ④長野県の認知症介護実践者等養成研修の企画及び立案に参画し、講師を担当する認知症介護研修企画懇話会構成員としての活動が可能な者。
- ⑤長野県において地域ケアを推進する役割を担うことが可能な者。

4 費用負担

受講料 230,000 円、その他宿泊費等

【県推薦枠】

受講料及び宿泊費を長野県の旅費規程に基づいて県が負担します。交通費や食費等は受講者負担となりますのでご注意ください。

【事業所推薦枠】

受講料等研修に係る費用は、各事業所等での負担となりますのでご承知をお願いします。

5 研修会場

社会福祉法人 仁至会 認知症介護研究・研修大府センター
(〒474-0037 愛知県大府市半月町三丁目 294 番地)

※その他詳細は「実施要綱」「募集要項」を確認して下さい。

特定入所者介護（予防）サービス費（負担限度額）について(令和 7 年 8 月～)

制度

介護保険施設に入所したり、短期入所（ショートステイ）サービスを利用したりした時は、サービス利用料（1割～3割負担）のほかに、「食費」・「居住費（滞在費）」が自己負担となります。介護保険課に申請し、決定された負担限度額認定証を提示することで、「食費」・「居住費（滞在費）」が、軽減後の料金（下表）でご利用いただけます。

対象となるサービス

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）
- ・（介護予防）短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・（介護予防）短期入所療養介護（ショートステイ）

対象条件

軽減を受けられるのは、次の3つの全てに該当する人です。

- 1 本人及び同一世帯の人全てが市町村民税非課税者であること
- 2 本人の配偶者（別世帯も含む）が市町村民税非課税者であること
- 3 預貯金額が年金収入額等に応じて、下表の金額（配偶者がいる場合は、1,000 万円を上乗せした金額）以下であること

利用者負担段階	審査要件		食費の負担 限度額 (日額)	居住費の負担限度額（日額）			
	年金収入額等 ※ 1	預貯金額 (配偶者含む) ※ 2		ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型個室	多床室
第 1 段階	——— (生活保護受給者)		300 円 【300 円】	880 円	550 円	550 円 (380 円)	0 円
第 2 段階	80.9 万円以下 の場合	650 万円以下 (1,650 万円以下)	390 円 【600 円】	880 円	550 円	550 円 (480 円)	430 円
第 3 段階①	80.9 万円を超え 120 万円以下 の場合	550 万円以下 (1,550 万円以下)	650 円 【1,000 円】	1,370 円	1,370 円	1,370 円 (880 円)	430 円
第 3 段階②	120 万円を 超える場合	500 万円以下 (1,500 万円以下)	1,360 円 【1,300 円】	1,370 円	1,370 円	1,370 円 (880 円)	430 円

（ ）内は介護老人福祉施設・短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額です

【 】内は短期入所生活介護・短期入所療養介護を利用した場合の負担限度額です

※ 1 年金収入額等＝課税年金収入額＋非課税年金収入額＋合計所得金額（年金の所得金額を除く）

※ 2 40～64 歳は年金収入額等に関わらず、預貯金額は単身 1,000 万円以下（配偶者がいる場合は両方で 2,000 万円以下）であることが要件になります。

※ 3 対象条件 1、2、3 の全てに該当しない場合、食費、居住費は、上記の金額以上の料金となります。料金の詳細については各施設へお問い合わせください。

裏面もあります

以下の申請に必要なものを確認の上、市役所介護保険課宛に郵送又は市役所介護保険課（第二庁舎1階）及び各支所窓口に提出で申請してください。

なお、返信用封筒を同封していますので、基本的に郵送にてお手続きいただきますよう、御協力をお願いいたします。

申請に必要なもの

1 長野市介護保険負担限度額認定申請書

記入をお願いします（裏面の同意書の記入、捺印もお願いします）。

2 預貯金額等の分かるもの

（例 普通預金・定期預金の通帳等の写し、有価証券等の写し）

- ・口座情報が分かるページ（金融機関名、支店名、口座名義人が記載されているページ）
- ・申請日から直近2ヶ月以内の最終残高が分かるページ

（申請日から直近2ヶ月分の履歴及び最新の記帳がされているか確認してください）

※配偶者（別世帯も含む）がいる場合は、配偶者の通帳の写しが必要です。

問い合わせ先

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

長野市役所保健福祉部介護保険課

TEL 026-224-7871

特定入所者介護（予防）サービス費（負担限度額）について（令和6年8月～）

制度

介護保険施設に入所したり、短期入所（ショートステイ）サービスを利用したりした時は、サービス利用料（1割～3割負担）のほかに、「食費」・「居住費（滞在費）」が自己負担となります。介護保険課に申請し、決定された負担限度額認定証を提示することで、「食費」・「居住費（滞在費）」が、軽減後の料金（下表）でご利用いただけます。

対象となるサービス

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）
- ・（介護予防）短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・（介護予防）短期入所療養介護（ショートステイ）

対象条件

軽減を受けられるのは、次の3つの全てに該当する人です。

- 1 本人及び同一世帯の人全てが市町村民税非課税者であること
- 2 本人の配偶者（別世帯も含む）が市町村民税非課税者であること
- 3 預貯金額が年金収入額等に応じて、下表の金額（配偶者がいる場合は、1,000万円を上乗せした金額）以下であること

利用者負担段階	審査要件		食費の負担 限度額 （日額）	居住費の負担限度額（日額）			
	年金収入額等 ※1	預貯金額 （配偶者含む） ※2		ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型個室	多床室
第1段階	——— （生活保護受給者）		300円 【300円】	880円	550円	550円 （380円）	0円
第2段階	80万円以下 の場合	650万円以下 （1,650万円以下）	390円 【600円】	880円	550円	550円 （480円）	430円
第3段階①	80万円を超え 120万円以下 の場合	550万円以下 （1,550万円以下）	650円 【1,000円】	1,370円	1,370円	1,370円 （880円）	430円
第3段階②	120万円を 超える場合	500万円以下 （1,500万円以下）	1,360円 【1,300円】	1,370円	1,370円	1,370円 （880円）	430円

（ ）内は介護老人福祉施設・短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額です

【 】内は短期入所生活介護・短期入所療養介護を利用した場合の負担限度額です

※1 年金収入額等＝課税年金収入額＋非課税年金収入額＋合計所得金額（年金の所得金額を除く）

※2 40～64歳は年金収入額等に関わらず、預貯金額は単身1,000万円以下（配偶者がいる場合は両方で2,000万円以下）であることが要件になります。

※3 対象条件1、2、3の全てに該当しない場合、食費、居住費は、上記の金額以上の料金となります。料金の詳細については各施設へお問い合わせください。

裏面もあります

以下の申請に必要なものを確認の上、市役所介護保険課宛に郵送又は市役所介護保険課（第二庁舎1階）及び各支所窓口に提出で申請してください。

なお、返信用封筒を同封していますので、基本的に郵送にてお手続きいただきますよう、御協力をお願いいたします。

申請に必要なもの

1 長野市介護保険負担限度額認定申請書

記入をお願いします（裏面の同意書の記入、捺印もお願いします）。

2 預貯金額等の分かるもの

（例 普通預金・定期預金の通帳等の写し、有価証券等の写し）

- ・口座情報が分かるページ（金融機関名、支店名、口座名義人が記載されているページ）
- ・申請日から直近2ヶ月以内の最終残高が分かるページ

（申請日から直近2ヶ月分の履歴及び最新の記帳がされているか確認してください）

※配偶者（別世帯も含む）がいる場合は、配偶者の通帳の写しが必要です。

問い合わせ先

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

長野市役所保健福祉部介護保険課

TEL 026-224-7871

ハイブリッド開催

日本ALS協会長野県支部

令和7年度総会 & 春の交流会のご案内

日時 令和7年6月14日(土) 13時～16時 受付12時30分～

場所 麻績村地域交流センター 3階 ホール

参加費 会員：無料 非会員：100円（オンライン参加は無料）

Ⅰ 総会 13:00～13:40

支部長挨拶 来賓挨拶 議事提案 採決

書面表決について規約（第13条）通り、特にお申し出がない場合は、総会運営上（定足数）の都合により、議長に表決を委任されたものとして扱わせていただきます。

Ⅱ 長野版「自分をプレゼン！」 13:45～14:45

- 小林さゆり支部長 & 吉村まき支援コーディネーター

短編映像「Because Time is Life」 天野澄子監督 32分

- 倉島英子さん（長野市在住） プレゼン 10分
- 田儀 梓さん（長野市在住） プレゼン 10分
- 赤沼さち子さん（松本市在住） プレゼン 10分

休憩 14:45～15:00

Ⅲ 交流会 15:00～16:00

- 令和7年6/7（土）までに下記のQRコードが添付の参加申込書をFAX・メールでお送りください。
- 当日総会に出席される会員の方は、同封の議案書（支部日よりNo41に掲載されている）をご持参ください。
- 開催1週間前にオンライン参加の方も含め、念のため全員にzoomのURLを送りますので必ずメールアドレスをご記入ください。
- 2050ゼロカーボンに向けたアクションとしてペットボトル等削減のため、飲み物は各自持参・ごみの持ち帰りにご協力ください。

<お問合せ・お申込み>

日本ALS協会長野県支部 事務局 原山

TEL:026-263-6335 FAX:026-243-8820

akane_harayama@tetote7107.org

総会欠席者用書面表決
QRコード参加申し込み
QRコード

日本ALS協会長野県支部

令和7年度 総会&春の交流会 参加申込書（非会員用）



令和7年6月14日（土）の総会&交流会に参加します

氏名 _____ 患者・家族・専門職・その他 _____

専門職の方 _____ 所属名 _____

☐ 現地参加 ☐ オンライン（Zoom）参加

連絡先TEL _____（ _____ ）

メールアドレス _____（ _____ ）

*ZoomのID、パスコードをお伝えしたり、支部の情報を発信します。

★患者さんが参加される場合はご記入ください。

介助者：無・有（*人数： _____ 名）
（*氏名 _____ ）

呼吸器使用：無・有（機種名： _____ ）

車椅子使用：無・有（リクライニング型・標準型・その他： _____ ）

* ご意見等がございましたらご記入ください。

*当日は長野県支部の総会が行われますが、日本ALS協会へ未加入の患者さん、ご家族、専門職、関係者の方の参加もお待ちしております。

日本ALS協会長野県支部事務局（原山） 行

TEL 026-263-6335

FAX 026-243-8820

E-mail akane_harayama@tetote7107.org

申し込み期限 令和7年 6月 7日（土）